

平成 19 年 5 月 21 日

各 位

東京都文京区白山五丁目 1 番 3 号

株式会社ビーマップ

代表取締役社長 杉野 文則

(大証ヘラクレス：4316)

問合せ先：経営企画部長 大谷 英也

(電話 03-5842-5033)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 21 日開催の取締役会におきまして、平成 19 年 6 月 21 日開催予定の第 9 期定時株主総会にて「定款の一部変更の件」につきまして付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 現行定款第 17 条に定める取締役の員数を、当会社の現状の規模に即し、10 名以内から 5 名以内に変更するものであります。
- (2) 当社は、平成 19 年 3 月 19 日開催の取締役会決議に基づき、0.55 株の自己株式（端株）を消却しました。これに伴い、端株に関する記載を含む現行定款第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 46 条、第 47 条を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>第2章 株式 (株主名簿管理人) 第7条 (条文省略) 2 (条文省略) 3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>端株原簿</u>、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の<u>株式及び端株</u>に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせる。</p> | <p>第2章 株式 (株主名簿管理人) 第7条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の<u>株主名簿</u>、<u>新株予約権原簿</u>及び<u>株券喪失登録簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせる。</p> |
| <p>(株式取扱規則) 第8条 当会社の<u>株券の種類、株式の名簿書換、株券の交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、端株原簿への記載又は記録、株券喪失登録及び端株の買取り</u>その他<u>株式及び端株</u>に関する請求、届出、申出の手続き及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> | <p>(株式取扱規則) 第8条 当会社の株式に関する請求、届出、申出の手続き及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> |
| <p>(基準日) 第9条 (条文省略) 2 前項の場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者、もしくは同日の最終の<u>端株原簿に記載又は記録された端株主</u>をもって、その権利を行使することができる株主、<u>登録質権者</u>又は<u>端株主</u>とする。</p> | <p>(基準日) 第9条 (現行どおり) 2 前項の場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は<u>登録株式質権者</u>をもって、その権利を行使することができる株主、<u>登録株式質権者</u>とする。</p> |
| <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第17条 当会社の取締役は、<u>10名</u>以内とする。</p> | <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第17条 当会社の取締役は、<u>5名</u>以内とする。</p> |
| <p>第7章 計算 (剰余金の配当) 第46条 当会社の剰余金の配当は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者及び<u>毎決算期の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主</u>に対して行う。</p> | <p>第7章 計算 (剰余金の配当) 第46条 当会社の剰余金の配当は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対して行う。</p> |
| <p>(中間配当) 第47条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者、<u>及び毎年9月30日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主</u>に対して、中間配当を行うことができる。</p> | <p>(中間配当) 第47条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。</p> |